

蓮田市高齢者福祉計画 2027・第 10 期介護保険事業計画 ・認知症施策推進計画策定にあたって

高齢者福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画とは

国では、令和 5 年に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立し、令和 6 年 12 月に認知症施策推進基本計画が閣議決定されました。

都道府県・市町村が、それぞれ都道府県計画・市町村計画を努力義務として策定することを位置付けています。

蓮田市高齢者福祉計画等策定委員会では、この「市町村認知症施策推進計画」を高齢者福祉計画・介護保険事業計画と一体的に策定することとします。

【高齢者福祉計画】

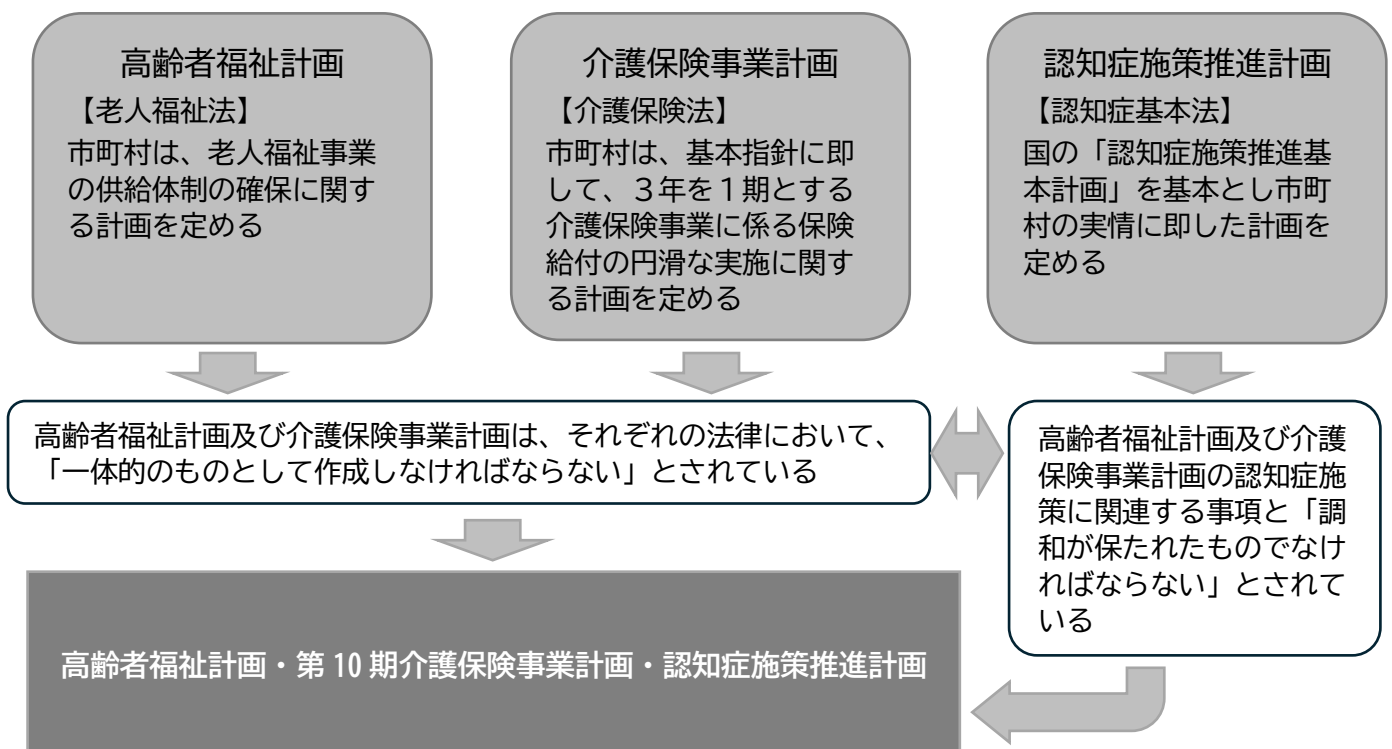
老人福祉法第 20 条の 8 に規定される「市町村老人福祉計画」に位置付けられる計画で、高齢者施策に関する基本的方向性や目標を設定し、その実現に向けて取り組むべき施策を定めるものです。

【介護保険事業計画】

介護保険法第 117 条第 1 項に基づき介護保険サービスの種類やサービス見込み量を定め、介護保険事業費の見込等を明らかにするとともに、保険給付の円滑な実施を確保するために定めるものです。

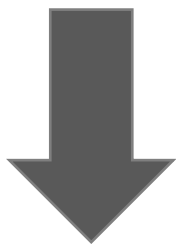
【認知症施策推進計画】

共生社会の実現を推進するための認知症基本法第 13 条第 1 項に規定される「市町村認知症施策推進計画」に位置付けられる計画で、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するものです。



次期計画作成に向けた調査の実施と活用について

調査種類	対象	調査趣旨	今後の活用方法
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	65 歳以上の市民 (無作為抽出)	日常生活圏域ごとの高齢者の状態・ニーズや地域の課題等を把握する。また、健康づくりや介護予防、高齢者福祉サービスの利用意向などを把握する。	結果は、厚生労働省が運用する「地域包括ケア見える化システム」に登録することで、他保険者との比較など、本市の現状・課題把握の一助とする。
在宅介護実態調査	本市に在住の、要支援 1・2 又は要介護 1～5 の認定を受けており、在宅で生活されている方	「地域包括ケアシステムの構築」という観点に加え、「介護離職をなくしていくためにはどのようなサービスが必要か」といった観点も盛り込むため、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的とする。	結果は、国の「自動集計分析ソフト」による分析を通じて、要介護者の在宅生活の継続／介護者の就労継続などに向けた現状・課題把握の一助とする。
介護保険サービス提供事業所	給付実績のある市内のすべての介護保険サービス提供事業所	労働実態や利用者と事業者との連携体制などの実態および課題を把握し、介護保険運営体制の改善を検討する際の資料とする。	結果は、人材の過不足や勤務実態等、介護人材確保に係る課題把握の一助とする。
居宅介護支援事業所	本市に給付実績のある県内のすべての居宅介護支援事業所	地域包括ケア体制の構築のため、現場で従事するケアマネジャーの実態を把握し、高齢者の地域生活継続に必要な方策を検討するための資料とする。	結果は、支援対象者から見たサービス提供上の課題や、事業所の勤務環境等に係る課題把握の一助とする。
認知症当事者・家族へのヒアリング調査	本市に在住の認知症当事者および認知症当事者の家族	認知症の当事者・ご家族の声を直接うかがい、認知症施策を推進していく上での基礎資料とする	結果は、今後の認知症施策の推進における課題把握の一助とする。



▶▶蓮田市高齢者福祉計画 2027・第 10 期介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定のためのアンケート調査等結果報告書 (PDF)

次期計画の策定に向けた具体的な検討

スケジュール

項目	令和7年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
●アンケート調査												
調査票の検討・設計												
調査票の印刷・封入												
発送・分析・集計												
報告書の作成												
●会議等												
策定委員会の開催（予定）				①				②				③

項目	令和8年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
●計画書骨子案の作成												
●計画素案の作成・施策提案												
●パブリックコメントの実施												
●概要版の作成												
●計画書・概要版の印刷												
●会議等												
策定委員会の開催（予定）				①		②		③			④	

【策定委員会の開催時期及び主な内容】

令和7年度

時期	策定委員会	主な内容
7月30日	第1回	・第10期計画策定にあたって（概要） ・令和6年度 進行管理調書の確認
11月5日	第2回	・調査票案の検討
3月25日	第3回	・調査結果の報告

令和8年度

時期	策定委員会	主な内容
7月15日	第1回	・第9期の進捗（令和7年度 進行管理調書の確認） ・計画骨子案の検討
9月30日	第2回	・計画素案の検討
11月19日	第3回	・計画素案の検討 ・諮問
2月3日	第4回	・パブリックコメント結果報告 ・答申

【参 考】

I アンケート調査の概要

1 調査の目的

皆様の生活状況、福祉サービス及び介護保険制度や市に対するご意見等をお聴きし、「蓮田市高齢者福祉計画 2027・第 10 期介護保険事業計画・認知症施策推進計画」を策定する上での基礎資料として活用するために実施するものです。

調査種類	対象	調査趣旨
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	65 歳以上の市民 (無作為抽出)	日常生活圏域ごとの高齢者の状態・ニーズや地域の課題等を把握する。また、健康づくりや介護予防、高齢者福祉サービスの利用意向などを把握し、本計画に反映する。
在宅介護実態調査	本市に在住の、要支援 1・2 又は要介護 1～5 の認定を受けており、在宅で生活されている方	「地域包括ケアシステムの構築」という観点に加え、「介護離職をなくしていくためにはどのようなサービスが必要か」といった観点も盛り込むため、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続の実現に向けた介護サービスの在り方を検討すること」を目的とし、本計画に反映する。
介護保険事業推進に関するアンケート調査（介護保険サービス提供事業所）	給付実績のある市内のすべての介護保険サービス提供事業所	労働実態や利用者と事業者との連携体制などの実態および課題を把握し、介護保険運営体制の改善を検討する際の資料とする。
介護保険事業推進に関するアンケート調査（居宅介護支援事業所）	本市に給付実績のある県内のすべての居宅介護支援事業所	地域包括ケア体制の構築のため、現場で従事するケアマネジャーの実態を把握し、高齢者の地域生活継続に必要な方策を検討するための資料とする。

2 調査概要

- 調査期間：令和7年12月～令和8年1月
- 調査方法：郵送による発送、郵送及びWEBによる回収

調査種類	配布数	回収数	回収率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	2,000	1,569 (郵送：1,480 WEB：89)	78.5%
在宅介護実態調査	1,685	1,080 (郵送：1,018 WEB：62)	64.1%
介護保険事業推進に関するアンケート調査 (介護保険サービス提供事業所)	51	38 (郵送：31 WEB：7)	74.5%
介護保険事業推進に関するアンケート調査 (居宅介護支援事業所)	100	66 (郵送：53 WEB：13)	66.0%

【参考】前回調査（令和4年度）

調査種類	配布数	回収数	回収率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	1,800	1,183	65.7%
在宅介護実態調査	1,658	885	53.4%
介護保険事業推進に関するアンケート調査 (介護保険サービス提供事業所)	40	26	65.0%
介護保険事業推進に関するアンケート調査 (居宅介護支援事業所)	70	60	85.7%

※郵送回答のみ

3 報告書の見方

- ・回答は各質問の回答者数を基数とした百分率（％）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。
- ・回答者数が1桁の場合、回答件数による表記としています。
- ・令和4年度調査との比較がないものは、令和4年度調査に設問がないものです。